

休憩設備

17

基本的な考え方

- ・高齢者、障害者をはじめだれもが円滑に利用できる休憩設備を1以上設ける。

●整備基準

○望ましい基準

解説

(1)休憩設備の設置	床面積の合計が2,000m ² 以上の建築物(公衆便所、自動車車庫、共同住宅又は寄宿舎を除く。)には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休憩の用に供する設備(以下「休憩設備」という。)を設けること。	長い廊下や広い空間では、視覚障害者等の通行に支障がない位置に休憩設備を設ける。 高齢者や内部障害者のために、休憩等ができる空間を確保する。	ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにする。また、視覚障害者等の通行の支障とならないような措置を講ずる。
(2)案内表示	休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。		

